

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

中日リース株式会社発行の「中川物産(株) SS プリペイド・カード (磁気型 2 種類)」(以下「旧型プリペイドカード」という)につきましては、令和 7 年 8 月 31 日(日)をもって利用終了いたしましたので、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

残高のある旧型プリペイドカードをお持ちのお客様がいらっしゃいましたら、以下の払戻し期間内に店頭スタッフまでお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

・(磁気型) 金額表示・加減算型

(表面)



(裏面)



・(磁気型) 金額表示・減算型

(表面)



(裏面)



※購入時期により青色、黄色の 2 パターン有

2. 申出期間

令和 7 年 9 月 1 日(月)～令和 7 年 10 月 31 日(金) (受付時間: 毎日 午前 8 時～午後 8 時)

※ 当該期間内に申出がない場合、払戻し手続きから除斥されます。

3. 申出及び払戻しの方法

残高のある旧型プリペイドカードを店頭スタッフへご提示ください。1 枚または複数枚の残高合計 50,000 円未満はその場で現金にて払戻し、50,000 円以上は指定口座へ振込により払戻しいたします。

※ 直接ご持参出来ない場合

住所、氏名、連絡先を「中川物産株式会社 SS 事業部」までお電話にてご連絡ください。返信用封筒と「旧型プリペイドカード払戻申請書」を送付いたします。申請書に必要事項をご記入いただき、返信用封筒にお持ちの旧型プリペイドカードを同封のうえ、返送してください。内容を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振込により払戻しいたします(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担)。

なお、郵送での申出の場合、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。明記された個人情報は、本件払戻し手続き以外には使用いたしません。

4. お問い合わせ先

中川物産グループ

中川物産株式会社 SS 事業部

〒455-0028 愛知県名古屋市中区港見町 37-23

電話 052-612-1711 (平日: 午前 8 時 30 分～午後 5 時)